

愛知県南知多町における漁業経営の安定性の背景と課題

帝京大学 加瀬 和俊

はじめに

知多半島の南端およびその直近の島嶼部（自治体としては愛知県知多郡南知多町）は、沿岸・沖合漁業が盛んで高い水揚げ高を上げている地域として知られている。この地域の漁業生産の実情と、それを成り立たせている社会経済的背景について同町に属する日間賀島漁協、師崎漁協、豊浜漁協において聞き取り調査（2016年3月2～4日）を実施することができたので、それによって得られたいくつかの論点について報告しておきたい。

1. 漁業の概要と背景

南知多町には本土側に4漁協（豊浜、師崎、片名、大井）、島嶼部に2漁協（篠島、日間賀島）が存在しており、沿岸・沖合漁業の盛んな地域として著名である。その主要な漁業は船曳網、小型底曳網、潜水漁業、ノリ養殖業等であり、家族経営ないし親族共同経営を中心に、1世帯当たり1000万円を超える漁家が少なくない。

名古屋への通勤圏にこうした高い生産力を持つ漁業地帯が存続している根拠としては、以下のような事情が指摘できる。第一は、高い生産力に恵まれた海洋を有効に活用することができるという条件である。生産力の高い伊勢湾、三河湾の湾口部に位置し、湾内・湾外を広く漁場にすることができること、特に島嶼部においては島の周囲360度を漁場にすることができることがその背景にある。

第二は、都市近郊にあるという条件が有効に作用している側面である。簡易加工品であるシラスが高値で販売できること、漁業者が兼業する民宿業・遊漁船業・海上タクシー業等が兼業所得を支えていることなどがその具体的内容といえる。名古屋空港の建設等も含めた経済成長にともなって本土側の周辺漁村が後継者難、乗組員調達難によって操業隻数を減らしている中で、その条件の及びにくい島嶼部と半島先端部において相対的に多くの漁場・漁業資源を広範に利用できるようになってきたことが背景にある。

第三は、そうした恵まれた条件を経済活動の成果として取り込むための意識的努力が関係者によってなされて成果を上げてきた点である。各漁協内では漁業種類ごとの部会が厳格な操業規制・漁業管理の体制を作っているし、船曳網漁業では水産試験場の資源調査担当者達と緊密に連絡をとりあって資源状況を正確に把握し、漁協横断的な資源管理組織が広域的な操業調整に力を発揮し、三重県との調整も継続的に実施しているなど、各レベル

での努力が定着しており、それによって資源と価格の維持が継続的に追求されている。また、日間賀島の事例では魚価を維持する工夫として島での水揚げ・販売は島内の加工場が使用する量にとどめ、本土側には同じ南知多町の片名漁協に出資して共同経営の産地市場を運営し（出資金は日間賀島漁協9に対して片名漁協1）、魚価形成における島嶼部の不利を解消していることもその一例である。市場関係に対するこうした意識的働きかけは、島嶼部の民宿業において閑散期にも相互に値下げ競争に走らない体制がとられていることにも示されている。

2. 持続的漁業を可能にしている条件 — 潜水器漁業の場合

この事例に即して言えば、相対的に高い所得を上げている漁業が安定的に持続するための不可欠の条件は、恵まれた自然条件・社会条件を生かす漁業管理の手法にある。この点を、潜水器漁業と船曳網漁業にそくして確認しておこう。

日間賀島漁協においては、潜水器漁業の水揚げ高はほぼ5～8億円に及ぶ。操業しているのは61経営体で、潜水組合の構成員は99人であるから、親子操業が多い。単純平均で一人当たり500～800万円の収入となり、親子で2000万円近い水揚げをあげている世帯もあるという。火曜、土曜の2日は出たはいけないが、他の日には自由に操業してよい制度になっている。潜水器漁業は県知事許可漁業であり、日間賀島漁協の組合員への許可数もこの間、増えていない。このほかに潜水器を使用しない素潜り漁業があるが、素潜り組合の構成員は36人であり、うち11人は周年的に素潜りを行い、他の者は船曳網の乗組員が漁閑期にこれに従事している。このほかには、准組合員が船を使わずにアサリを掘ることが認められている。漁獲対象はいずれも大アサリが中心であるが、潜水器漁業ではこのほかにミルクイ、タイラガイなども対象となる。漁場を区分して岸から最も近い場所は素潜りだけが操業できる区域としている。

潜水器漁業の廃業者が出た場合には、他の組合員がそれを有効に使えるように短期間漁協が許可を預かる方式がとられている。県に許可を返却して、新規希望者が出た場合に再び県に申請する方式が本来の手順であるが、今は手続きを簡便にするために便法を使っている。

漁船漁業が資源変動、回遊状況変動によって水揚げ量の大きな変動が避けられないのに対して、貝類を対象にする潜水器漁業は相対的に安定的である。その背景には各漁協独自の漁業管理方式があるが、その中心になる規制は通常は漁業権漁業として営まれている漁業

種類を県知事漁業としてその着業者の増加を抑え、さらに漁業者の条件によって素潜りは准組合員というように、権利の格差付けを厳格に行い、加えて一人につきボンベの本数を2本に限定して漁獲努力量を管理した上で、資源的に必要があれば更なる漁獲量規制等を随時実施できる体制を作っていることである。

3. 持続的漁業を可能にしている条件 — 船曳網漁業の場合

続いてこの地域の主力漁業である船曳網漁業について経営安定化のための漁業管理の工夫を整理しておこう。

(1) 船曳網漁業の概況

表層ないし中層の魚群を漁獲する船曳網漁業は全国に広く分布している。2014年の水揚量でみると、第一の産地は愛知県4.8万トン・三重県3.6万トン、第二の産地は瀬戸内海全体(7万トン)、第三の産地は岩手県から千葉県まで(岩手県7千トン、宮城県1万トン、茨城県5千トン。福島県が原発事故のための操業停止で脱落)と分布している。これらは同じ船曳網ではあっても魚群の特性や漁業の歴史的な経過によって現状は相当大きく異なっている。

愛知県の船曳網漁業は同じ伊勢湾で操業する三重県のそれと同様に二艘曳方式であり、網船、手船、運搬船の3船で一か統を構成し、しらす船曳網漁業は15トン未満、パッチ網漁業は20トン未満の漁船に制限されている。日間賀島漁協では21ヶ統、126人、師崎漁協では13ヶ統、75人であるから平均すれば乗組員数は6人である(4人から7人の範囲に分布している)。網船・手船は操業上の役割分担による名称であるから、どちらの船も曳網作業を担当し、同一の装備を持つ。漁業許可はシラス船曳網漁業(4~11月にカタクチイワシのシラスを主たる漁獲対象とする)と機船船曳網漁業(4~11月にカタクチイワシの成魚を漁獲対象とする)との違いがあり、漁場範囲に若干の差があるが、2~4月のイカナゴ漁を含めて、操業方式はほぼ同一であり、漁業管理上もほぼ同じ規則に従っている。いずれも日中だけの操業で、夜間の操業は禁止されている。

このうちシラス船曳網の操業方式を見ると、日の出の前に漁場に到着し、魚群を見つけた上で、日の出とともに網入れをし、以後、曳網(30分~1時間、約2ノットの速度)、網揚げ、選別(シラスだけを30kg籠に入れて運搬船の魚倉に収容する。以後、この作業を繰

り返し、その日の終了時間（通常午前 11 時頃で、事前に指示されている）に作業を終えて指定された市場に水揚げし、その後、運搬船はそれぞれの本拠地の漁港に寄港する。

なお、日間賀島漁協ではシラス船曳網の水揚地については各経営体が近隣の各産地市場へ交替で水揚するように輪番制が採られている。具体的には、21 ヶ統のうち日間賀島へ 12 ヶ統、師崎へ 3 ヶ統、片名へ 6 ヶ統と定められている。これは水揚が一か所に集中してそこでの処理能力を超え、価格が低下することを避けるためである。漁船の側からみると 3 か所の水揚げ地を順番に交替するようになっているが、これは各市場の間に手数料率で差があるため交替方式を採用せざるをえないからである。

乗組員 6 人を 1 家族で編成することは不可能である。この点では各地の地域性を反映して、日間賀島漁協では船団の編成は経営主と複数の息子をコアにした親族関係が多く、雇用者が含まれていてもすべて島内出身者であるという。これに対して本土側の漁協では、親族の共同経営を編成することは容易でなく、雇用者に依存している経営が多いし、雇用者も地元出身者に限られることはないという違いがある。

資源状況に合わせた操業をせざるをえないため、乗組員の周年操業は不可能である。そのため親族であれ雇用者であれ、冬場の操業停止時と夏場の操業の中断期には漁業内外の各種の仕事に従事する者が多い。具体的には、陸上の建設業等の臨時的雇用、冬場のノリ養殖業、自営方式での潜水漁業等が選択されているという。

船曳網漁業はほぼ順調な経営状態にあると意識されており、経営体数も維持されている。乗組員一人当たりの配分金は 8 か月前後の操業で 300 万円台であり、漁閑期の兼業収入を加えると水揚金額の高い経営体の雇用者では 500 万円前後になる。このため近年では高校に進学せずに中学卒業と同時に乗組員になった者が出てきたという。

（２）漁獲方式と資源管理

この漁業に従事している経営体は、愛知県シラス・イカナゴ船曳網連合会に加入しており、すでに 1980 年代から資源維持・漁業管理のための目的意識的な管理体制を実行している。その方法はやみくもな漁獲制限ではなく、資源の特性に応じて必要な規制を限定的に採用するものである。すなわち、大きな移動をすることなく地付資源の性格が強いコウナゴ（イカナゴの幼魚）については、親魚を確実に残し地元海域内で資源の再生産を確実にすることが目的とされており、そのために資源量の測定結果にしたがって、毎年の漁獲解禁日・終漁日が決定されている。このため資源量が少ないと判断された場合には解禁され

ない年もある（2016年がちょうどその年に当たった）。愛知県水産試験場が主導して定めている具体的な判断基準は、①当歳魚が3.5センチになったところで解禁する、②漁獲によって翌年に産卵する親魚が20億尾まで減った時点で終漁する、というものである。この基準に関係する観測値を愛知県水産試験場が随時発表していくことを受けて、イカナゴを漁獲する経営体全体が参加している「愛知いかなご船曳網漁業連合会」が実際の操業の可否を決定し、全船に指示することになるが、2015年の場合には、2月中旬の時点で水産試験場から資源量が少ないことを報告、連合会では資源量の不足をカバーするために解禁時期を遅らせて魚体を大きくしてから漁獲する方針をとり、3月初旬に愛知・三重解禁協議会を開催し、魚体が4cm以上になっていると確認できたので、操業時間は6時半から9時までと制限的に定めた上で、3月6日に解禁した。以後、漁獲尾数のモニターを継続して、愛知県側は3月27日に、三重県側は31日にそれぞれ終漁としている。

他方、回遊魚のイワシ類とそのシラスに関しては、産卵量・稚魚量が親魚の量によって決まるという直接的な関連はないので、効率的に漁獲すればよいと判断されている。すなわち、伊勢湾内に入った資源は湾内に留まって居れば成長するので、漁獲開始の時期を個々の漁船が判断し、その後も出漁・休漁を各漁船がコストとにらみ合わせて決定しており、水産試験場はそうした判断に資するように、漁獲量、一日一ヶ統当たり漁獲量等の漁況情報や海況情報を公表するといった情報提供と予測発表を続けているに留まる。もちろん操業秩序を維持するための網入れ開始時刻、終漁時刻等は漁業者間の取決めで決定しており、魚価の変動や資源状況等によって漁業者間の取決めを変化させることもなされている。

漁業者は資源管理のための漁獲努力量削減の提言に対しては、生活の掛かっている者の理想論だとして反発しやすい。実際、資源保護の勧めの中には漁獲をしないことが最も望ましいといった極論も少なくない。しかし、本稿でみた事例のように資源特性にそくして漁獲努力量を抑えるべきものと、その必要がないものを腑分けし、必要のあるものについては合意形成の努力を毎年積み上げて今日にいたっている場合、その規則は漁業者自身の規則として定着しているといえる。この点で本事例は、漁業管理の一つの到達点を示していると判断される。

4. 変化する漁村

このように漁業経営にとっては恵まれた状況にある当地域においても、危惧される動きはある。この点で関係者が一様に指摘していることは、漁業所得としては後継者が安定的

に得られるはずであるし、実際に他地域に比較すれば後継者の人数が多く、島嶼部では雇用者も含めて全乗組員が地元出身者で構成されているといった伝統的性格が維持されているにも関わらず、20年後にも同数の経営体が存続するだけの若年者の参加があるかと問われれば、とてもその状況にはなく、経営体数の確実な減少が避けられないという見通しである。

必要な人数に比較して後継者が不足していることの理由として現地の漁協関係者が指摘するのは以下の諸点である。まず目立つ点は漁業者世帯での少子化である。漁家においても子供の人数が全国と同様に2人を下回っているため、男の子がいない漁家が少なくないし、いても一人の場合が大半である。しかしその一人の男の子が家業の漁業こそ自分が就くべき職業だと決断するにはたくさんの障碍がある。

日常生活の中に伝統的な関係が強固に残っているはずの島嶼部においても、将来の職業を考える高校時代に都市近郊の多様な職業に触れる機会が多くなってきたことが職業選択に影響しているという。たとえば日間賀島においてもすでに島内に高校は存在しないので、本土側に下宿して通学することが普通になり、家業である漁業と日常的に接する機会が減ってきている。漁家の生活全般においても、今の漁業者が子供の頃には日常的に自家の漁船に乗って手伝いをするなど、家族の生活が漁業関係作業等に大きく影響されていたのに対して、今では漁港敷地内の漁具倉庫で作業をすることが大半となり、家の中では漁家としての生活スタイルの独自性は薄くなっており、子供が海の仕事を意識する機会が減っている。

関係者が指摘する今一つの事情は大学進学率の上昇である。水揚高の高さに支えられて漁家の子弟の大学進学率も相当に上昇してきたが、その結果として、大学の4年間の生活を通じて、新しい職業の可能性に触れることになり、家業よりも他の職業に惹かれるようになる。その結果、現時点では大学に進学した場合、漁業者になる者はほとんどいないという。こうした状況のもとで、漁業が体力的にきつい仕事であり、当地域でもたとえば潜水病の罹患者が少なくないことなどが意識されている状況であるから、漁業がきつい肉体労働を必要とするイメージが子供たちにも持たれやすい。他方、親の側でも家業としての漁業を継続させなければならないという規範意識はなくなり、子供の希望に任せようとする態度が一般的になってきている。

日本の漁村一般と共通するこうした変化の下では、操業希望者が多い際には不可欠であった参入規制の諸制約——漁業者子弟以外には組合員になることも、漁業権を行使するこ

ともほとんど認められないという体制——を徐々に緩めて行くことが不可欠であろう。そうした問題意識は関係者の中に徐々に育っているが、未だ組織的な対応力としては不十分に見える。しかしこの点の改善に努力するために、現在は早すぎることはないと思われる。それは漁業地域側にとって将来の担い手を確保するために必要であるだけでなく、逆に都市在住者側の権利としても、漁業で働くことを試みたい人々にそのチャンスを与えることが漁村側に課せられている国民経済的義務と考えるべきではないか。それは、漁業者の努力によってだけでなく、各種の施策に支えられながら漁業を維持している地域の担うべき役割の一つと思われるからである。

おわりに

南知多町の漁業は、恵まれた自然条件と意識的な漁業管理の積み重ねによって、日本漁業の中では相当に恵まれた位置にある。しかしながらそれにも関わらず、10年後、20年後に現在と同じ質・量を維持した漁業が存続できているかといえば、漁協関係者の誰もがそうした楽観的な見通しは持てないでいる。

他地区に比較すればはるかに多くの若年・壮年者が漁業に従事し、後継者の参入が途切れずに続いているにも関わらず、現在の経営体が維持できるだけの乗組員が継続的に確保されるかといえば、かつてに比較して男子の漁家子弟の数ははるかに少なくなり、しかもその多くが他産業に就職している事実は否定しがたいのである。すなわち、他産業に比較して遜色のない所得を得ることができる漁業地域においても、漁家の子供の数が2人を切り（換言すれば、男の子が生まれぬ家が増え）、その子供たちが魅力ある他産業の情報をたくさん受け、さらに漁家子弟の大学進学率も上昇している下では、現在の地元漁業の好調さが人的な面で確保し続ける保障はないと言わなければならない。

こうした見通しに対する漁協関係者の対応は、しかし必ずしも問題の重要さに見合うものではないように見える。すなわち、これまでの各種漁業の機械化＝省力化の進展によって現在の漁業がより少人数でも操業できるようになり、さらに乗組員数や経営体数が減少すれば残った乗組員・経営体当たりの漁業収入が高まるだろう——したがって産地としての全体的な経済規模は維持されるのではないかと漠然と想定しているように見える。

漁業管理における厳格な加入者の規制は当地の漁業が安定的に存続するために不可欠な条件として機能してきた。その条件を取り払ってしまうのではなく、その程度を調整しながら、内部からは確保されにくくなる担い手の候補者を広げるべく、漁業への参入を希望

する若者を育て地域を越えて育て迎え入れるという新しい試みが挑戦されるべきであろう。南知多町のような恵まれた条件の地域から、そうした動きが起こることが日本漁業の今後のために待たれているのではないだろうか。